

「結婚の自由をすべての人に」名古屋地裁判決についての弁護士声明

2023年5月30日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟愛知弁護士団
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護士連絡会

1 はじめに

名古屋地方裁判所民事第8部（裁判長裁判官西村修、裁判官藤根康平、同梁川将成）は、本日、「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟において、同性カップルを法律婚制度から排除している現行民法・戸籍法の規定は違憲との判断をした。すなわち、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が異性カップルに対してのみ法律婚制度を設けてその範囲を限定し、同性カップルに対しては、その関係を国の制度として公証することなく、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないことは、国会の立法裁量の範囲を超えており、憲法24条2項及び憲法14条1項に違反するとの判断を下した。今回の判決は、2021年3月の札幌地裁判決、2022年11月の東京地裁判決に続く3件目の違憲判決である。

2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告らが、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）は、憲法24条等の保障する婚姻の自由を侵害し、また、憲法14条1項の保障する法の下での平等に反する不合理な差別であって違憲であるなどとして、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠った国に対し、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。

現在、全国5地域の裁判所（札幌高裁、東京高裁（東京一次訴訟）、東京地裁（東京二次訴訟）、大阪高裁、名古屋地裁、福岡地裁）で訴訟が係属している。

今回の名古屋地裁の判決は、2021年3月17日の札幌地裁での違憲判決（憲法14条1項違反との判断）、2022年6月20日の大阪地裁での合憲判決、同年11月30日の東京地裁での違憲判決（憲法24条2項に違反との判断）に続いて4件目の判決である。

愛知訴訟では、名古屋地裁に対し、法律上男性どうしのカップルである2名の原告らが、本件諸規定の違憲性を訴えていた。

3 判決の概要

本日の名古屋地裁判決（以下「本判決」という。）は、現行制度により同性カップルが甚大な不利益を被っている現状を放置することは、個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会の立法裁量の範囲を超えたとし、本件諸規定は憲法24条2項及び14条1項に違反するとの憲法判断を示した。

本判決の概要は、以下のとおりである。

まず、本判決は、婚姻制度が、両当事者の関係性を保護するための法律上の効果を付与するものであることに加え、何よりも、婚姻は、二人の関係性を公証し、正当な関係として社会的承認を与えるための極めて有力な手段となっていることを指摘した。そして、当事者の関係が国の制度により公証され、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与されるための枠組みが与えられるということ自体が重要な人格的利益であると述べた。

そして、同性カップルも自然生殖の可能性が存しないという点を除けば異性カップルと何ら異なるところはないことを前提としたうえで、重要な人格的利益を享受できないことにより同性カップルが被る不利益は重大であり、その規模も期間も相当なものであって、その影響は深刻と指摘した。

その上で、同性カップルは、法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されているのに対し、その状態を正当化するだけの具体的な反対利益は十分に観念しがたく、現状を放置することについては、もはや個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会の立法裁量の範囲を超えていると判断し、本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないということから、憲法24条2項に違反すると結論付けた。

さらに、本判決は、同性愛者にとって同性との婚姻が認められないということは婚姻が認められないのと同義であって、自ら選択する余地のない事柄である性的指向を理由とする別異取扱いであると指摘し、憲法24条2項に違反すると同時に憲法14条1項にも違反するとの判断を示した。

他方で、本判決は、憲法24条1項に関する原告の主張は認めず、また、国会が同性間の婚姻を可能とする立法措置を講じないことは国家賠償法上違法とはいえないと判示して、原告らの請求は棄却した。

4 本判決の意義

本判決は、同性カップルについて、法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されているとし、個人の尊厳の要請に照らしても合理性を欠いており立法裁量の範囲を超えているとした点で、国に対する立法措置を直接に要求するものである。さらに、同性カップルに対し、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えないという点において、憲法24条2項及び14条1項に違反すると明示したことは、同性カップルの婚姻の法制化に向けて極めて大きな意義を有する。

また、本判決が、国民の婚姻制度に対する意識の変化に伴い、同性カップルが法律婚制度から一切排除されていることに疑問が生じていることを指摘した上で、累計的に膨大な数に上る同性カップルが長期間にわたって人格的利益の享受を妨げら

れているにもかかわらず、その状態を正当化するだけの具体的反対利益が観念しがたいことを指摘した点も、社会への影響を理由に同性カップルに法律婚を認めることに消極的な国会への強いメッセージにもなりうるものであり、当然のことであるとはいえ、重要な指摘である。

本判決は、札幌地裁判決、東京地裁判決に続く違憲判決であり、「結婚の自由をすべての人に」訴訟では、これまでに4件の判決が出され、そのうち3件で違憲の判断がなされたことになる。さらに、結論として合憲と判示した大阪地裁判決も、立法不作為が将来的に違憲となる可能性があることを指摘している。本判決は、このような流れの中で、現状を放置することは立法裁量の範囲を超えているという一歩踏み込んだ指摘をしている点に大きな意義がある。

こうした一連の判決の流れは、司法が国会に対し立法での対応を強く要請しているものであり、国会は、もはや現状を放置することは到底許されないという点を強く自覚し、本件諸規定の改正に直ちに着手しなければならない。

5 最後に

本判決は、この裁判を支えていただいた全ての人々の思い、そして、同性愛者等に対する不当な差別・偏見に立ち向かってきた人々の努力の積み重ねの上にある。

婚姻の自由と平等の実現は、誰もが尊重され、大切にされる社会の実現に必要なものである。私たちは、その実現に向かう道のりの途中にあり、本判決も、その道のりのひとつの重要なマイルストーンとなるものである。

政府と国会は、「慎重な検討を要する」と逃げるのではなく、本判決が指摘した社会の変化にしっかりと向き合い、その責任を果たすべきである。

私たちは、婚姻の自由と平等の実現を願うすべての人と連携し、婚姻の自由と平等が真に実現するその日まで、共に力を尽くす決意であることをここに表明する。

引き続き、さらなるご支援をいただきたい。

以上

(※本声明文は、5月31日、誤記を修正の上、再アップロードしたものです。)